

協力隊員の皆様

2024年10月29日

国際協力調達部

調達経理課

## 「給与所得の源泉徴収票」・「給与等の支払明細書」の電子交付に関して

これまで、所得税の源泉徴収の対象となる手当（※）を支給した協力隊員に対し、「給与所得の源泉徴収票」及び「給与等の支払明細書」を書面で発行し、郵送する方法で交付していましたが、2024年11月15日以降は電子交付に変更し、ご登録頂きましたメールアドレス宛に電子メールで送付致します。

源泉徴収票等の電子交付を希望されない方は、以下の締め切りまでに国際協力調達部調達経理課（手当支給班）までご連絡下さい。

### 【源泉徴収の対象となる手当】

毎年1月1日から12月31日までに支払われる各種手当が源泉の対象です。

- ・派遣前訓練中国内手当
- ・派遣前待機手当・派遣前国内手当
- ・派遣中国内手当（短期及び自己啓発休業の公務員）
- ・現職参加促進費（自己啓発休業（無給）の公務員で個人払がある人）

### 【電子交付を希望しない方の申し出締め切り】

- ・2024年2次隊：2024年11月8日まで
- ・上記以外：派遣前訓練手当を受ける方 訓練の終了日まで  
派遣前訓練手当を受けない方・短期隊員 派遣開始日まで

### 【問い合わせ先】

JICA 国際協力調達部調達経理課（手当支給班）

E-mail：[outs3\\_hoten@jica.go.jp](mailto:outs3_hoten@jica.go.jp)

メールには以下内容を記載ください。

件名：海外協力隊源泉徴収票について

本文：書面での発行を希望します。

：派遣国、隊次、隊員番号、氏名